

第4回役員会議事録

日時：平成20年12月20日(土)13:00~16:20

場所：五反田事務所会議室

(役員) 井部、井上、小泉、坂本、中村、深山、村嶋、野嶋、中西、安酸 欠席：濱田

(事務局) 山口、畠山、高村、山田、平林(記録)

1. 平成20年度第3回役員会議事録(案)確認 (資料1)

下記の1か所の訂正で承認された。

P4 般財団法人日本看護系大学協議会定款たたき台 一般社団法人日本看護系大学協議会定款たたき台

2. 平成20年度各事業活動計画 経過報告と審議

常設委員会

専門看護師教育課程認定委員会 委員長 井上(資料2)

資料に基づいて報告された。12月23日、1月31日に専門看護師教育課程認定委員会の予定である。

- ・第2回認定委員会で認定可(合格)とした教育課程について来年早々に内定通知を送付してよいか。

書面役員会で承認を得ることとする。

- ・日本看護協会専門看護師制度委員会の動向について報告された。

1/3が不合格になっている。更新者も不合格がでている。専門看護師の審査方法、情報開示等について検討中である。

CNSを増加させることは急務である。合格率が低いことについて日本看護系大学協議会からは、制度の改善について具体的な要望を出していく必要がある。

高等教育行政対策委員会 委員長 井部(資料3・「2009年看護学教育に関する見解(案)作成の経緯」)

資料にもとづいて報告された。看護学教育のモデル・コア・カリキュラム構築のための準備作業についておよび「2008年看護学教育に関する見解」の取り扱いについてである。「見解」については多様な意見が寄せられている。会員校の自律性を妨げるものではないことを再認識し、看護学教育としての自律性と教育の質保証の観点から、修正を加えることになった。「2009年看護学教育に関する見解」とすることを委員会で検討する。

資料「2009年看護学教育に関する見解(案)作成の経緯」の説明があった。

- ・大学院教育とCNS、博士課程の増加についても加える。(野嶋・村嶋)
- ・社会に向けたメッセージであることを明確にし、見解の最初に明示する。(中西)
- ・看護の国立の研究センターが必要である(中西・村嶋・野嶋)。

ファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会 委員長 安酸(資料)

資料にもとづいて報告された。名称変更と委員会の役割についての検討およびパネル・ディスカッションについて検討が進行している。

追加：1.委員会開催に平成20年12月20日を加える。

修正：3.パネル・ディスカッションでは、司会は宇佐美しおり先生のみとし、「管理職としての教授のマネージメント」に中西睦子先生がパネリストとなる。

- ・評価委員会では、評価研修も含めてこの委員会に役割を担って欲しいという希望を持っている(村嶋)
- ・看護学教育評価の委員会は別にしたほうがよいと考える(野嶋)

- ・「看護学教育の質向上委員会」として当分の間（旧FD委員会）とし、あと2年間は（ ）をつけるのはどうか（井部）
- ・過去に同じ委員会名称があった（現評価委員会）ので混乱することが予想される。（村嶋）
- ・看護系大学における教師の質保証であるので、「看護学教師教育委員会」ではどうか。（坂本・中西）
- ・看護学教員だけでなく、スタッフ教育も入っている内容である。
- ・「大学力向上委員会」ではどうか。（坂本）
「大学力向上委員会」とする。

看護学教育研究倫理検討委員会 委員長 小泉

（資料4・「看護学教育の臨地実習における倫理的な課題に対する調査」依頼文・調査票）

- 資料にもとづいて報告された。「臨地実習教育における倫理的課題」の検討について、「看護学教育における倫理指針」の修正を加えた冊子を会員校に郵送。HPにも掲載予定。「看護学教育の臨地実習における倫理的な課題に対する調査」（質問紙調査およびワークショップでのグループインタビュー）を検討。
- ・「臨地実習における倫理的課題」は質問紙法では、デリケートな実態が明らかにされない可能性があるため、全国数箇所で開催してグループインタビューを計画しているがよいか。承認された。
 - ・資料4の「学生の権利擁護システム、教員の権利擁護」については、「権利」は非常に広い範囲を含むため、「権利擁護」ではなく「人権」と修正すべきである。（中西）
 - ・調査用紙3)の「倫理的問題」の「倫理」をどう扱うのか。（村嶋）自由を制限しているのは現実であり、仕方がない部分がある。生じているジレンマや葛藤をどうしているのかについて問う必要がある。（中西）
 - ・教員と臨床側の関与や、学生の学習場所の状況などな倫理的なジレンマや葛藤の場面がある。（中西・村嶋・坂本・中村・小泉）
 - ・回答者は実習を統括している担当者を想定している。（小泉）実際に臨床を担当している教員の意見は臨床に出ていない教員とは異なる。それぞれの実習を担当している人数分を送付してはどうか。（村嶋・坂本）
 - ・資格のない学生が実施できる範囲について検討したい。（村嶋）
 - ・他に確認したいことがあれば、「その他」の項目を作成してはどうか。（井部）
倫理的ジレンマや葛藤をどう扱っているのかについて記載してもらって回答とする。体裁も整える。具体的な事例があがってくるような調査票を委員会で検討する。

広報・出版委員会 委員長 濱田（資料5）

委員長欠席のため会長が資料にもとづいて報告された。高校生向けホームページを立ち上げ、一般向けホームページの検討を行なっている。

- ・ホームページを役員で確認した。
・色の印象が薄いので、もっとはっきりした色にしたらどうか。

役員推薦委員会 委員長 野嶋

6名で委員会を開催した。福島県立医科大学看護学部中山洋子学部長が互選により次期会長に決定した。平成21年5月22日（金）を総会開催日の案としたい。次期役員の確定は2月に報告する。

臨時委員会

高度実践看護師制度推進委員会 委員長 野嶋

（資料・修正版「高度実践看護師としての専門看護師の教育課題に関する提案(案)」）

資料にもとづいて報告された。修正した「高度実践看護師としての専門看護師の教育課題に関する提案(案)」について、専門分工会で意見の集約を依頼中である。現在のところおおむねカリキュラム強化について賛成の方向であるという報告をうけている。11月には日本専門看護師協議会との意見交換を実施した。今後は日本看護系大学協議会専門看護師教育課題認定委員会のヒアリング、日本学会看護学分工会より高度実践看護師の教育課程の説明が予定されている。12月23日にはCNSからの意見聴取も行なう。1月中旬～下旬に、洗練した提言案を各看護系大学に配布し、意見を求めて修正し、報告書にもっていく予定。

「高度実践看護師養成に関する教育課程の提案(案)」について前回からの修正点の説明があった。現在意見を集積し、調整しつつ洗練化に向かっている。是非意見を得たい。

- ・P1 役割拡大の必要性をうたっている。
- ・P4～実践の課題について明示した。P5「実践」をセントラルコンピテシーとして、他の5つの機能を活用することを提示した。
- ・P6～P7 共通科目Bの強化について記載した。専門分野共通科目については特に診断および治療に関する強化を入れた。実践単位を増やした。この委員会では、高度実践看護師の教育課程は38単位を提案しているが、これはミニマムであり、各大学が自由裁量で単位を検討できるように提案している。
- ・P8 高度実践看護師の教育課程実現に向けての課題について記載した。各大学が教育課程を実現していただくだけでなく、大学間の協力や柔軟な教育方法を取り入れること、新たに必要となっている領域などが記載されている。

現在NPカリキュラムを推進している大学の状況についての情報交換と、日本看護系大学協議会の見解との相違や方向性について意見交換があった。

- ・厚生労働省の大規模な看護師の役割拡大、裁量権の調査の結果も踏まえて検討する予定である。(野嶋)
- ・現在NP構想を進めている大学では、複数の病院との連携でプロトコル的に実施し包括指示を使う方向性かと考える。また、推進している大学でも必ずしも扱う領域は一緒ではない。また必ずしも考えが一致しているわけではなさそうだ。処遇については明確になっていないのではないかと。バックアップの動きも変化してきているようだ。(野嶋)
- ・NPのカリキュラムを推進している大学では、新たな職種をつくる認識をもっている。しかし、日本看護系大学協議会で提案している内容は、高度実践看護師は専門性を基盤とした役割拡大であり、特に専門看護師の「実践」の強化を基盤とした教育課程の提案である。(野嶋)
- ・これまでの専門看護師が高度実践看護師の単位をとることなどについては今後検討する。(野嶋)
- ・高度実践看護師と現在とりざたされているNPとは別である。専門看護師が今までの実績で信用を得てきたことをぶれることなく進めていくこと、専門看護師が自信をもって役割をさらに発揮できるようにすることが重要である。(坂本)
- ・高度実践看護師としての名称については検討中である。アメリカでもすべてを「高度実践看護師」として統括しているところもあれば、高度実践看護師の中に専門看護師・麻酔看護師など分かれているところもある。(野嶋)
- ・現在専門看護師は脅威を感じ、ジレンマも感じているのが現状である。裁量権拡大といったときに、自分たちがどこに位置づけるのかという思いをもっている。(安酸)
- ・看護師の裁量権については、日本看護系大学協議会では専門看護師がそれを担えるように支援する。(野嶋)しかし、裁量権の拡大は、看護界全体に必要とされていることであり、専門看護師だけと考えずに戦略をたてる必要がある(村嶋)
- ・今回の提案では、教育課程に絞ることはよいとしても、全体の青写真を提示することが重要である。位置づけについてはいくつかのパターンを示すなどが必要である。(中西)

- ・裁量権については今後も種々の議論の余地がある。NPをすすめている機関の動向も見守りながらも、日本看護系大学協議会では、高度専門看護師についての教育への提案を早期に行なう必要がある。
- ・今回看護管理については、P5「ケア・システムを対象とする実践」を入れた。ひとつの領域がどの部分を占有するとは考えていない。様々なレベルで行なうことになる。(野嶋)

種々のヒアリングや調査の結果を含めながら、早期に本提案を作成し、教育機関で共有しすすめていく必要がある。そのためにはどのようなことが必要なのか、役員からも意見を委員会に出していくことになった。

看護学教育評価機関検討委員会 委員長 村嶋(資料6)

資料にもとづき報告された。前回の役員会の検討を受け、「国際比較研究特別プロジェクト」を入れた。質問紙調査を実施している。3月までには報告書をまとめる。文部科学省「大学評価研究委託事業」で採択された3つの事業について報告された。10月24日に評価者研修を実施し、現在試行評価を4大学で実施している。2月28日・3月6日に京都・東京で「試行評価の結果の共有と改善方法の提示」をテーマとしてシンポジウムを実施予定である。

- ・大量の評価資料のコピーにお金がかかった コピーするより資料を対象校に依頼してその分を支払ったほうがよい
- ・来年度はお金が見つからないということを文部科学省から言われている。

国際交流推進委員会 委員長 村嶋(資料7)

資料にもとづいて報告された。質問等はなし。

12thEAFONS 開催委員会 委員長 村嶋(資料8)

資料にもとづいて報告された。219題の申し込みがあった。査読結果を順次返却しているところである。パネル・ディスカッションのプログラムを早期に検討予定。テルモ・および三共生命科学研究振興財団から助成も受けられた。

事務所整備プロジェクト 代表 坂本

特になし

3. 法人化の進捗状況 (資料)

山口事務局長より資料に沿って一般社団法人日本看護系大学協議会定款(案)と法人化のスケジュールについての説明があった。

- ・第21条では、役員の任期は事業年度の次の総会までとなるので(通常の法人の定款に従えば)次の役員会は3回の総会を担当することになる。

検討事項

- 1) 設立時社員を現法人会員とするか便宜上役員個人とするか
 - ・役員個人を設立時社員とする。現在の会員は一般社団法人となった後に社員として入会してもらう。
 - ・個人が社員となるため、そのことをよく説明できるようにする必要がある。(村嶋)
 - ・必ずしも看護師ではない人が代表になる可能性もある。
 - ・第7条「各組織の代表として選出された看護学教員」など現在の条件を入れられるようにする。文言はもう少し検討する。
- 2) 外に向かったの活動をどのように定款に反映させるか

- ・第2条「8. 看護学の高等教育行政に関する事業」を入れる。
- ・最初の2行に外向けの表現を入れる（現在の案では内向きである）
- ・事業項目も8つも具体的に細かく記載せず、もっと代表的な内容を抽象的に表現しないと、定款を改正するのは非常にたいへんである。種々の名称等も変わっていく可能性が高い。（村嶋）

3) 会費決定の手続き

- ・第3章 会費は総会で審議とするという文言をつける

4) スケジュール案について

- ・法人化について、20年度総会では、「今後の推移を見守りながら法人化にむけて検討を続けることとする」と議事録には記録されている。
- ・日本看護系大学協議会の発言の影響力を確保するため、現状の流れの中では早急な決定の時期にある。（坂本・中西）
- ・定款案をメール等で各大学にあらかじめ送信し決定を提案する。次期役員会が担当して、総会で決定することになる。（井部）

4. 会計報告

前回補正予算案を承認されたが、文部科学省からの入金はずれて1月中旬に入金予定。本部から250万円を振り分け、入金後はその金額を差し引いた金額を使うこととする。

5. 看護系大学の教育に関する実態調査データベース作成について

事務局より報告した。第1回目:9月1日~9月30日、新設校10校除く158校対象で、回答率=62.0%。その後未回答校に期限を決めて2回の請求を行い、さらに回答が終了しそうな5校に12月26日を締切として連絡した。90%は越える予定である。

- ・本来は100%でないと日本看護系大学協議会全体のデータとして信頼性がなくなる。回答率100%は今後行なう際にもめざしていく。

6. 平成20年度事業活動報告書作成について（資料9）

- ・報告書原稿は2月27日締切。3月上旬には印刷会社に出す予定。
- ・フロッピー提出は中止し、E-Mailでの添付ファイルのみとする。フォーマットを事務局より送付する。
- ・事業活動がぎりぎりまであり、締切がきびしいところは個別に事務局に相談をしてほしい。（EAFONS、評価、パネル・ディスカッションなど）

7. 平成20年度五反田事務所会議室利用規定について（資料10）

- ・鍵を取りにいけない場合、書留で鍵をやりとりするようにしている。

鍵受け渡しについては現状では不都合があり（送付時の安全性、鍵を受け取る側の都合、委員会の重なりへの対応など）、委員会責任者分の鍵を作成する案が出された。事務局内の会議で検討することとなった。

8. その他

医療安全全国共同行動への参加について（資料11）、日本看護系大学協議会も加入するという返答を行なった旨、井部会長より説明があった。承認

次回役員会 第5回役員会 平成21年2月7日（土）13:00~16:00 五反田事務所